

【アメリカ】暫定予算法成立

2010 年 10 月 1 日から 2011 会計年度が始まったが、2011 年度歳出予算法案が審議中のため、2010 年 12 月 3 日までの暫定予算法が、大統領の署名を経て 9 月 30 日に成立した (P.L.111-242)。暫定予算法では原則として、2010 年度の歳出予算法の予算額と同額が継続される。オバマ大統領は、ロシアとの新 START 条約等に関連して、国家核安全保障局 (NNSA) に 6 億 2400 万ドルの予算を要求しており、これは暫定予算法に盛り込まれた。しかし、ペル奨学金 (給付奨学金) や低所得の世帯向け教育関係予算等の不足分については、盛り込まれなかった。12 本の歳出予算法案のうち既に下院を通過しているのは、軍事施設・退役軍人省と運輸省予算の 2 法案のみである。歳出予算法案の審議は、11 月 15 日からの中間選挙後の審議に持ち越されることになった。財政赤字の削減額等をめぐって、両院で対立があり、中間選挙後も審議は難航が予想されている。

(海外立法情報課・廣瀬 淳子)

【アメリカ】選挙前大統領権限移譲法の成立

大統領交代時の迅速な権限移譲については、冷戦下に引継ぎ時の大統領権限の空白が国家安全保障上問題視されたことから、1963 年大統領権限移譲法が規定された。しかし、大統領権限は大きく、引継ぎには依然として時間を要している。1988 年、2000 年にも大統領権限移譲迅速化のための立法が行われたが、テロの脅威が深刻化する中、更なる迅速化が目指されている。これを受け、大統領選挙前から引継ぎ準備を可能とする 2010 年選挙前大統領権限移譲法 (P.L.111-283) が、2010 年 10 月 15 日に成立した。内容は次のとおりである。(1) 一般調達局長官が選挙前の各党大統領候補、副大統領候補に対し設備や備品の利用を許可し、候補者に必要経費を支払うことを認める。(2) 大統領権限引継ぎにあたり、大統領と次期大統領に対し、権限の効率的な移譲を促進するため、連邦政府各部門による計画策定及び各部門の協力のために必要で適切な行為を取るよう指示する。

(海外立法情報課・井樋 三枝子)

【アメリカ】機密指定緩和法の成立

連邦の行政情報に対する機密指定は、冷戦時から現在まで大統領令で規定されてきた。2010 年 10 月 7 日成立の機密指定緩和法 (P.L.111-258) は、9.11 同時多発テロ独立調査委員会がテロ防止失敗の原因を連邦機関間・州間の情報共有の不備とし、過度の機密指定を問題視したこと等を踏まえたものであり、連邦各機関、州、地方の機関等との重要情報の共有促進を目的とし、現行の大統領令第 13526 号に反しない範囲で、機密指定手続やその範囲、機密情報へのアクセス方法、機密解除手続を修正する内容となっている。具体的には、機密情報の共有・取扱とその政策立案に関する訓練を、重要インフラの保安と機密指定に責任を有する省庁及び州・地方政府等に対して行う機密情報顧問官を国土安全保障省に新設する、諜報活動関連情報への国家情報長官のアクセス権限を強化する、関係部門の機密情報形式を共通化する、州・地方政府に有益な連邦機関の機密情報を国家テロ対策センターに付託させ、共有化を図る等である。

(海外立法情報課・井樋 三枝子)

【EU】エネルギー消費効率ランク表示のラベル制度改正

欧州連合は、2010年6月18日、「エネルギー関連製品にエネルギーその他資源の消費量のラベル及び基本製品情報を表示することに関する2010年5月19日の欧州議会及び理事会指令2010/30/EU」を公布した。これは、特定の家庭用機器にエネルギー消費効率等をラベル表示することを規定した1992年の指令92/75/EECを廃止し新たに制定する指令で、適用対象を業務用機器にも広げている。これに従った各加盟国の国内法の施行期限は2011年7月20日である。対象機器の決定は、欧州委員会が提案し、欧州議会及び閣僚理事会の承認を経て、官報告示の1年後に実施される。2010年9月28日、同委員会は、テレビを新規対象とし、家庭用冷蔵庫、食器洗浄機及び洗濯機について新ラベル制度に移行する4規則を提案した。義務化されたラベル表示には、旧A～G段階表示にA+、A++、A+++が加えられ、消費者や気候変動対策のための更なる製品競争が促されている。公的機関の調達においては、最高段階を調達要件とするよう努力することとされた。（海外立法情報調査室・植月 献二）

【EU】サイバー攻撃に対する防御強化の提案

インターネット上のサイバー攻撃が巧妙化、大規模化していることに対応し、欧州委員会は2010年9月30日、欧州連合の重要な情報技術システムを新種のサイバー攻撃から守るための2つの施策を公表した。1つは、2005年に制定した情報システムへの攻撃に関する理事会枠組決定2005/222/JHAを廃止して、内容を強化した新指令を制定する提案（COM(2010)517 final）であり、もう1つは、その実施に必要な規則の提案（COM(2010)521 final）で、欧州ネットワーク情報セキュリティ庁の機能を強化するものである。これらの施策は、欧州デジタルアジェンダの7本柱の1つ「インターネットの信頼性及び安全性の向上」を促進するものでもあるが、これにより、サイバー攻撃に限らず、関連ソフトウェアの作成及び流通並びに教唆も犯罪の対象とされ、2年以上の自由刑を科すことができるとされた。提案は、共同決定手続（2010/273/COD, 2010/275/ COD）として欧州議会及び閣僚理事会に送付された。（海外立法情報調査室・植月 献二）

【EU】有機食品ロゴ「ユーロ・リーフ」表示の義務化

欧州連合（EU）では、有機食品に適用されるロゴ表示が2010年7月1日から義務付けられた。これは、有機食品へのラベル付与の実施細則を定める欧州委員会規則(EC)No889/2008 を改正する2010年3月24日の欧州委員会規則(EU)No 271/2010 によるものである。このロゴは、EU旗に丸く配置されている12の星が緑色の地に白抜きで並べ替えられて葉の形にあらわれ、「欧州と自然」を表す「ユーロ・リーフ」と呼ばれている。各加盟国で生産された、必要基準を満たす有機食品生産物の包装にはロゴ表示が義務付けられる。包装されないものや輸入される有機食品についての表示は任意である。さらに、新しいラベル制度も導入され、原料の生産地及び監督機関コード番号の表示も義務化された。事業者の新しいルール遵守への移行期間は2年である。有機食品関連では、2009年に、魚貝類、甲殻類、海藻類等の水産物の有機養殖に関して生産環境等を規定した欧州委員会規則(EC)No710/2009の適用が、同じ2010年7月1日に始まった。

（海外立法情報調査室・植月 献二）



【イギリス】議会選挙制度及び選挙区法案の提出

連立与党の自由民主党は、2010 年 5 月の総選挙で下院選挙制度への比例代表制の導入を公約に掲げていたが、保守党との連立交渉により 5 月 11 日の政策合意と 5 月 20 日の政権綱領において、選択投票制（その仕組みの概要は 8 頁の下院特別委員長の選挙制度を参照）に変更するか単純小選挙区制を維持するか国民投票に問うこと、国民投票の際には各党が独自の立場を留保することで一致していた。2010 年 7 月 22 日に政府が下院に提出したこの法案には、2011 年 5 月 5 日に実施予定の選挙制度の選択に関する国民投票自体に関する規定のほか、選択投票制の実施に必要な現行選挙法令の一部を改正する規定があり、国民投票の結果次第で直ちに新選挙制度が導入されることになる。また、下院議員の定数 650 を 600 に削減すること、各選挙区選挙人数を原則としてその平均値の上下 5%以内とすること、選挙区画定委員会による選挙区改定案の作成頻度を 8～12 年ごとから 5 年ごとに改めること等が規定されている。

（海外立法情報調査室・河島 太郎）

【イギリス】貯蓄口座及び妊婦健康助成金法案

2010 年 9 月 15 日に提出されたこの法案は、財政赤字の削減を図るため、①児童信託基金（CTF）及び②妊婦健康助成金の事実上の廃止並びに③2009 年貯蓄入門口座法の廃止を定めている。①CTF は、2004 年児童信託基金法上、子ども手当の対象となる一般家庭の児童等を受益者とする貯蓄又は投資信託の非課税口座で、一般家庭の貯蓄及び投資の奨励を目的とするものである。政府が所定の拠出金を振り込む口座は、一定額まで任意の貯蓄も可能であるが、18 歳まで払戻しを受けることができない。法案は、2011 年 1 月以降に出生する児童の口座開設資格を停止する（一部勅令上の給付はすでに廃止済み）。さらに、法案は、②妊娠 25 週に達した全女性を対象とする妊婦健康助成金の支給を定めた 1992 年社会保障拠出及び給付法等の規定を廃止する。また、③労働年齢の低所得層に対する貯蓄の奨励を目的とする非課税口座で社会保障給付又は税額控除還付金の受領にも用いられるものを定めた 2009 年貯蓄入門口座法も廃止される。

（海外立法情報調査室・河島 太郎）

【ドイツ】エネルギー計画 2050

2010 年 9 月 28 日、ドイツ連邦政府は、エネルギー計画 2050 を決定した。これは、環境に配慮し、確実に、経済的に実行可能なエネルギー供給を目指すものである。原発の稼働期間を 2022 年から 8～14 年延長し、2050 年には電力供給の 80%を再生可能エネルギーとすることを目標に掲げている。2002 年の原子力法改正の際、当時の政府は、2022 年までに脱原発を達成することを業界と取り決めていたが、それが覆されることとなった。また、原発に対しては核燃料税が課され、これは再生可能エネルギー増強のために使われる。エネルギー計画と共に、「10 項目の緊急プログラム」も決定された。大規模洋上風力発電施設建設のための 50 億ユーロ融資、洋上風力発電施設のクラスター連系、10 か年の全国系統整備計画、適正な電力取引を確保するための市場監視機関の設置、使用貸借法における熱供給契約の統一的な枠組み制定等を内容とする。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【ドイツ】 受精卵の着床前診断に合法判決

ドイツでは、1990年に胚保護法が制定され、胎児になる前の胚が手厚く保護されている。胚保護法は、第1条で生殖技術の乱用を禁止し、第2条では「胚の維持以外の目的のために…（人工授精）胚を利用する者」は、「3年以下の自由刑」に処するとしている。着床前診断はこれらの規定に反するとの解釈及び倫理上の問題から、これまで着床前診断は行われてこなかった。2005年から2006年にかけて、ベルリンの医師が3組の夫婦に対して着床前診断を行った。いずれも、重大な遺伝病の可能性がある場合で、遺伝子上の欠陥のある胚は、死滅させられた。医師は法解釈を求めて自白し、ベルリン地方裁判所は無罪を言い渡した。2010年7月6日、連邦通常裁判所は、原判決を確定した。ただし、これは、重度の遺伝病と妊婦の流産のリスクを回避する場合に限り、性別や目・髪の色などを選別するために着床前診断を行ってはならないとしている。着床前診断について法律上明文の規定を設ける必要があるとの声が強まっているが、与党のCDU（キリスト教民主同盟）/CSU（キリスト教社会同盟）は慎重姿勢を見せている。（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【ドイツ】 ジョブセンター改革のための基本法改正

ドイツのジョブセンターでは、連邦雇用庁と地方自治体が共同で、求職者の基礎保障サービス（失業手当給付期間が終了した求職者に対する就労支援及び生活保護）を行っている。求職者のための給付業務をワンストップサービスで提供するものである。ジョブセンターは社会法典第2編に基づく組織であるが、基本法では、連邦法によって地方自治体に事務を委任することはできないとされている。2007年の連邦憲法裁判所の判決で、2010年末までに社会法典と基本法の規定の矛盾を解消しなければならないとされ、2010年7月26日に「基本法を改正する法律（第91e条）」が公布された（27日施行）。基本法第91e条では、求職者の基礎保障の分野で連邦と州、地方自治体が共同で事務を行うことを定め、これまでの組織形態が存続することとなった。オプション型として、地方自治体が単独で運営する形態も従前同様認められるが、申請の要件は厳しく、適格基準も設けられる。オプション型は、全ジョブセンター数の4分の1までとされる。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【イタリア】 首都ローマの法的地位の確立

ローマ市は首都でありながら、長い間、法的には他のコムーネ（イタリアにおける最小の行政単位）と同等であった。地方分権化を目的として行われた2001年の憲法改正により、はじめてローマが首都であることが明文化され、その法的地位は国の法律で定めるとされた（憲法第114条第3項）。それから10年近くを経て、「財政連邦主義に関する政府への委任」（2009年3月5日の法律第42号）第24条の規定により制定された2010年9月17日の立法命令第156号により、ようやく、ローマ市の法的地位が確立した。これにより、ローマ市は、政府機関や外国公館の所在地である首都として、他のコムーネとは明確に区別され、特別な自治権を有する自治体となった。歴史遺産、文化遺産の管理や運用、市の経済、特に観光部門の推進、都市計画の策定、公共交通をはじめとする都市サービス等の行政に関し、これまで以上の権限が与えられるほか、その財源も確保される。

（海外立法情報調査室・萩原 愛一）

【イタリア】港湾法の改正

2010 年 9 月、イタリア政府は、港湾システムを改革するために、現行の港湾法（1994 年 1 月 28 日の法律第 84 号「港湾に関する法律の再編」）を改正することを閣議決定した。その背景にあるのは、国際経済の地殻変動である。中国、インド等、アジア地域が世界の工場となりつつある今、欧州とこれらの地域との貿易は今後一層拡大し、海上輸送の重要性はますます高まっていくであろう。停滞しているイタリア経済にとって、物資の玄関口としての港湾を活性化し、海運に強い他の欧州諸国との競争に勝って物流経済において主導権を握ることは、起死回生のチャンスとなり得る。改正法案は、現行法によって設置され全国 18 の港に置かれている港湾公社に関する規定の改正のほか、港湾インフラ等の拡充、港湾地域の再編・開発、港湾管理計画の策定、港湾の格付けの見直しなどが盛り込まれる予定である。

（海外立法情報調査室・萩原 愛一）

【スペイン】労働市場改革法の制定

改正労働法（2010 年 9 月 17 日の法律第 35 号「労働市場改革のための緊急措置法」）が 2010 年 9 月に議会において可決成立した。この法律は 6 月に緊急政令として、議会での再審議を条件にすでに施行されていたものである。スペイン経済は、2008 年の金融危機以降、急速に悪化し、失業者が 2 年間で 200 万人も増大し、失業率は 20%を超えるに至っている。この法律は、固く保護されてきた正規雇用とそれ以外の非正規雇用に分化した硬直的な労働市場を弾力化することにより、雇用促進、労働生産性の向上、ひいては経済の活性化を図ろうとするものである。主な措置としては、①非正規雇用契約について、一定の契約期間を超えると正規雇用に移り替えることを義務付ける、②正規雇用における解雇補償金の企業負担を減額する、③企業の経済的、組織的理由等による解雇を容易にする、などがある。現政権の支持基盤である労働組合は、既得権の侵害であるとして、法律成立後も撤回を求めて、強硬な抗議行動を続けている。

（海外立法情報調査室・萩原 愛一）

【ロシア】「取調委員会」設置に関する大統領令の発令と関連法案の提出

2010 年 9 月 27 日、ロシア連邦取調委員会の設置に関する大統領令が発令され、また諸関連法案が下院に提出された。ロシアではソビエト連邦時代からの伝統として、刑事訴訟に関する取調べや立件の決定といった予審手続が、検察庁や内務省、連邦保安庁等の機関に属する取調官によって行われ、とりわけ検察庁はこの手続全般を監督する強い権限を持ち続けてきた。2007 年 9 月に検察庁内での予審手続の機能が検察庁付置取調委員会に集約されたが、今回、同委員会の人員・機能に移管・再編する形で、検察庁から独立した新たな取調委員会が設置されることになった。法案によれば、大統領が、委員会の活動に対する指導、委員会に関する規程の承認、員数設定などを行うことになる。こうした独立した委員会の設置により、公判前の取調べにおける適法性を保障し、透明性、効率性を向上させることが目指されている。さらに、内務省、連邦保安庁など他機関の取調官の組織をこの委員会に移管することも検討されているといわれる。

（海外立法情報課・堀内 賢志）

【ロシア】インサイダー情報違法利用及び市場操作の取締りに関する連邦法の成立

2010年7月27日、ロシアで初めてインサイダー取引を刑事罰の対象とする「インサイダー情報違法利用及び市場操作への対策並びにロシア連邦の各法令の改正に関する連邦法」が成立した。法案は2008年12月に下院に提出され、その後審議が中断していたが、2010年に入りロシアに国際金融センターを設立する構想が進められたことで法案成立が促された。同法は、金融商品・外貨・商品の公正な価格形成、投資家の平等性及び信頼強化、インサイダー情報の違法利用及び市場操作の形をとった不正取引の摘発・防止を目的とし、金融商品・外貨・商品の価格に重大な影響を与えうる非公開の正確かつ具体的な情報を「インサイダー情報」と定義している。また、有価証券の発行機関や特定の商品市場における支配的企業、監査人、鑑定士、さらにインサイダー情報を入手しうる国家機関の幹部などを含む幅広い主体が「インサイダー」と定義され、罪の軽重により100万ルーブル以下の罰金又は7年以下の懲役が科される。

(海外立法情報課・堀内 賢志)

【ロシア】安保理決議1929号の対イラン制裁を実施する大統領令の発令

メドベージェフ大統領は2010年9月22日、「2010年6月9日国連安保理決議1929号実施に関する諸措置についての大統領令」を発令した。同大統領令は、安保理決議の対イラン制裁に沿った形で、あらゆる戦車、装甲車、大口徑火砲システム、軍用機、軍用ヘリ、軍用艦、ミサイル及びミサイルシステム等のイランへの搬出・譲渡をロシア経由も含めて禁じており、米国が特に要求していた対空ミサイルシステムS300の禁輸も明記された。ロシアからイランへのS300売却契約は米ロ関係が悪化した時期に結ばれたが、2009年夏に搬出が凍結されていた。制裁決議採択当初、ロシアの軍事当局者はS300が安保理決議の禁輸の対象とはならないとも発言していた。また、大統領令は、イランでの核開発に関わった人物の入国禁止や核開発に関係した疑いのあるイランの銀行の支店開設禁止など多くの措置を列挙している。こうして欧米と足並みを揃える一方、ロシアはシリアに対し、対艦巡航ミサイル「ヤホント」の供与を決定している。

(海外立法情報課・堀内 賢志)

【韓国】新国務総理の任命同意案が国会を通過

2010年10月1日、「国務総理任命同意案」が韓国国会を通過し、金滉植（キム・フアンシク）監査委員長が新しい国務総理に就任した。当初、李明博（イ・ミョンバク）大統領は、鄭雲燦（チョン・ウンチャン）前国務総理の後任に、前慶尚南道知事の金台鎬（キム・テホ）氏を指名したが、同氏は国会の人事聴聞会で厳しい追及を受け、指名を辞退していた。韓国では人事聴聞会法の制定により、2000年以降、国務総理等の高位公職者の任命の際には人事聴聞会が開かれることになっている。聴聞対象者が国会の同意を必要としない高位公職者へも順次拡大されてきた一方で、候補者本人が虚偽の陳述を行った場合の処罰規定がないことが以前から問題視されていた。金台鎬氏に対する聴聞会においても、同氏が発言を翻す場面が見られたため、候補者本人の虚偽の陳述に対する処罰規定を設けるための法改正を求める声が高まっている。現在複数の人事聴聞会法の改正法案が発議されている。

(海外立法情報課・藤原 夏人)

【韓国】「庶民希望 8 大課題」を予算案に反映

政府は 2010 年 10 月 1 日、2011 年度予算案を国会に提出した。予算規模は 309 兆 600 0 億ウォンで、今年度（292 兆 8000 億ウォン）に比べ 5.7%増加した。予算案の中で特に政府が強調するのが、24 大重点推進課題の 3 分の 1 を占め、予算額の 10%を超える 32 兆 1000 億ウォンを割り当てた「庶民希望 8 大課題」である。具体的には、ライフステージ別に、①保育（保育費支援等）、②児童安全（スクールゾーンへの監視カメラの設置等）、③教育（職業高等学校授業料全額支援等）、④住居・医療（住宅 21 万戸供給等）の 4 つの領域と、社会的弱者を対象にした、⑤障害者（障害者長期療養サービス導入等）、⑥老人（20 万人分の雇用創出等）、⑦低所得者層（最低生計費 5.6%引上げ等）、⑧多文化家族（保育費全額支援等）の 4 つの領域の、合わせて 8 つの領域が対象となっている。同予算案は同月 4 日に各常任委員会に付託された。今後、各委員会での予備審査等を経て本会議で議決される予定である。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

【韓国】科学技術政策の一元化

国家科学技術委員会は 2010 年 10 月 1 日、「国家科学技術委員会の地位及び機能強化案」を確定させた。同案は、現在の体制では各省庁の科学技術政策を総括する機能が不十分であり、非効率であるとの認識に立って策定されたものである。同案によると、大統領諮問機関である同委員会を、大統領を委員長とする常設の行政委員会に格上げし、国防関連等を除いた研究開発関連予算の配分機能を企画財政部から同委員会に移管するなど、同委員会の地位と機能を大幅に強化する。今後は同委員会が、基本計画の立案、政策の企画調整、予算配分、成果評価に至るまで、政府の科学技術政策全般を総括し、司令塔の役割を果たすことが想定されている。教育科学技術部は同月 12 日、2011 年前半の新委員会発足を目標に、「科学技術基本法一部改正法律（案）」と「国家研究開発事業等の成果の評価及び管理に関する法律一部改正法律（案）」の立法予告を行った。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

【中国】人民調停法の制定

人民調停法が 2010 年 8 月 28 日に、第 11 期全国人民代表大会常務委員会第 16 回会議で採択、同日公布され、2011 年 1 月 1 日から施行される（主席令第 34 号）。人民調停とは訴訟によらない紛争等の解決方法で、住民自治組織である村民委員会及び居民委員会の下に設置された人民調停委員会が調停業務を行っている。全国に存在する 80 万の委員会には 400 万人の調停員がいる。調停の範囲は、日常的な家庭・近隣問題等から土地問題、環境保護、医療問題にまでわたっており、2008 年には 500 万件の紛争を処理し、調停成功率は 96.9%に達したという。同法では、委員会の位置付け、調停員の資質や選出方法、調停申請手続、調停の進め方、法的効力等について規定している。委員会は法によって設立される民衆組織であり、企業等も委員会を設立できること、当事者は調停を受け入れる又は拒否する権利を有すること、当事者が合意した調停は法的な拘束力を有し履行義務が生じること、調停は無料であること等が定められている。

（海外立法情報調査室・宮尾 恵美）

【中国】予備役将校法の改正

改正予備役将校法が2010年8月28日に、第11期全国人民代表大会常務委員会第16回會議において採択、公布、施行された（主席令第33号）。1996年1月の施行後初めての改正となる。主な改正点としては、予備役将校の人数規模の適正化と精鋭化を図り、不足している技術専門家を増やすために、専門技術将校を除く連隊長以下の退役年齢を階級ごとに5歳引き下げたこと、予備役将校の選抜対象に非軍事部門の専門技術員を追加したこと、官職として従来の軍事将校、政治将校、兵站将校の他に装備将校を追加したこと等が挙げられる。また、「予備役将校の召集」という1章を新たに設け、国防動員実施決定後の予備役将校の召集についての詳細を規定している。その他、総政治部、軍区政治部、県人民武装部は政府の関係部門と共同で予備役将校管理等に関する合同會議制度を作り、定期的に會議を開催すること、予備役将校の退役時に、服役した時間と貢献により榮譽記章を授与することも定められた。

（海外立法情報調査室・宮尾 恵美）

【中国】化石保護条例の制定

古生物化石保護条例が2010年8月25日に國務院第123回常務會議で採択、9月5日に公布され、2011年1月1日から施行される（國務院令第580号）。化石の保護については、2002年に国土資源部が古生物化石管理弁法を制定、施行していたが、①行政許可法の施行後、化石の発掘、国外への持ち出し等の許可は、國務院による条例等の行政法規で規定する必要が生じたこと、②化石収集ブームによる乱掘や密輸等の問題への対処、③違反に対してより重い処罰を規定する必要等のため、本条例が制定された。學術上の重要度等により、化石を重点的保護化石と一般保護化石に分けて管理すること、保護対象化石のリスト作成や保護区設置の諮問等を行う専門家委員会の設立、発掘許可条件や保管施設の条件の厳格化、発掘活動の管理・監督の強化、海外への持ち出しの規制強化、違法な海外への持ち出しは追跡調査を行うこと、違反した場合の罰則等を定めている。

（海外立法情報調査室・宮尾 恵美）